

高知大学医学部(旧高知医科大学)薬理学講座同門会会則

平成 25 年 10 月 13 日制定

(名称):第1条 本会は、高知大学医学部薬理学講座同門会と称する。

(目的):第2条 本会は、会員相互の親睦と学術向上をはかり、もって個々の会員と薬理学講座の発展に寄与することを目的とする。

(事業):第3条 同門会と会員名簿の発行、その他本会に必要なと認められる諸事項。

(会員):第4条 会員は職員、大学院生、研究生、留学生として、あるいは高知大学の他の教室から派遣され、薬理学講座で勤務または研究に従事した者、ならびに現在もそれらの身分にある者によって構成される。

(役員):第5条 本会には次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。

- 1)顧問:高知大学医学部薬理学講座の前および元教授とする。
- 2)会長:高知大学医学部薬理学講座の現教授とする。
- 3)副会長:若干名。会長が会員に委託する。会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。
- 4)監事:総会において会員から学外者1名を決定する。本会の会務を監査する。
- 5)幹事:現職の准教授、講師、助教から1名を選び、本会の庶務・会計を行う。

(会議):第6条

- 1)総会:会長の招集により原則として年1回開催する。会員から開催の提案のある場合は幹事会の議を経て会長が招集する。
- 2)幹事会:会長、副会長および幹事をもって構成され、会長が招集して、総会に代わって議題を審議・処理することができる。
- 3)議決:総会、幹事会ともに出席者の過半数とする。

(財政):第7条 会費は特に徴収しない。但し、懇親会等の開催に際しては、参加者からその
実費を徴収する。

(事務局):第8条 本会の事務局を薬理学講座に置くものとする。

783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮

電話:088-880-2327

Fax:088-880-2328

e-mail:im08@kochi-u.ac.jp

(附則)

1. 会則の改正は総会において決定する。